

違法伐採対策に関する北海道木材産業協同組合連合会

行動規範

北海道木材産業協同組合連合会

制定 平成18年 4月25日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することにした。

これらを踏まえ、北海道木材産業協同組合連合会(以下「道木連」という。)は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

(違法伐採に対する反対)

1 道木連は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府等の取組への協力)

2 道木連は、我が国政府及び地方公共団体等による違法伐採対策の取組みを全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

3 道木連は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

4 道木連は、林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示す森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、道木連の会員等の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

(他の団体との連携)

5 道木連は、違法伐採対策の実施に当たって、他の林業・木材産業関係団体等との連携を図る。

(情報の公開)

6 道木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。